

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2005.5.10発行〈通巻第349号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

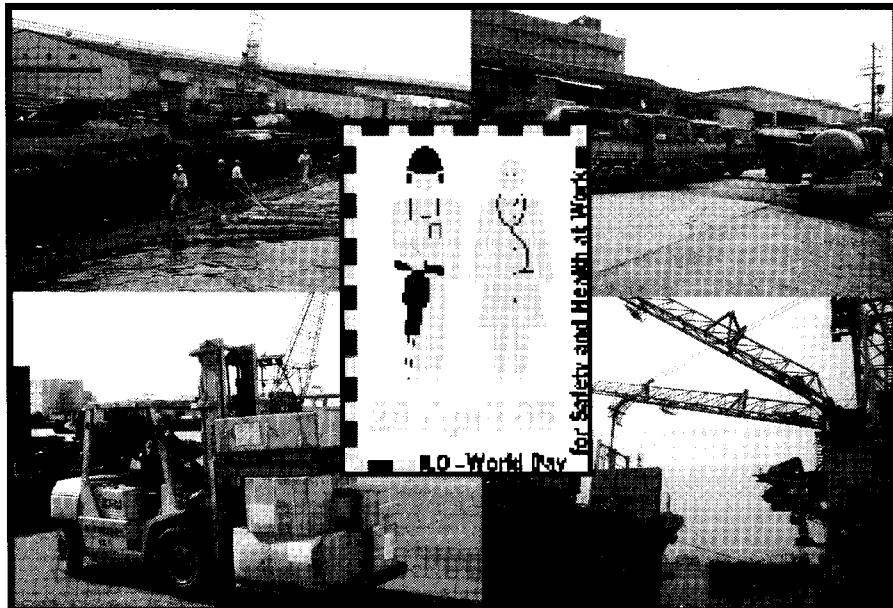
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



ILO「仕事における安全と健康のための世界の日」

- 四月二十八日労災労働者追慕の日 ユン・ヨンモ 2
- 仕事関連の事故・疾病数依然増大 ILO発表 4
- 平成16年度労働災害発生状況を発表 厚生労働省 6
- 中小企業向けOSHMS規格Prime2003で
自主対応・参加型安全衛生活動の促進を 7
- 石綿障害予防規則が7月1日施行へ
建築物解体など対策・規制強化 11
- 韓国からのニュース 15
- 前線から(ニュース) 16
- 連合大阪が安全衛生で労働組合アンケート 大阪／顕在化
するアスベスト被害 中皮腫労災認定相次ぐ 兵庫・三重

4月の新聞記事から／19

表紙／ILO「仕事における安全と健康のための世界の日」ロゴ

'05 5

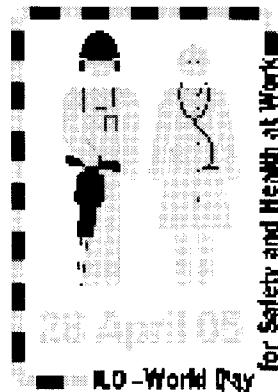
ILO-World day for Safety and Health at Work

ILO「仕事における安全と健康のための世界の日」

四月二八日 労災労働者追慕の日

ユン・ヨンモ

韓国労働社会研究所 国際情報センター推進委員
(労働社会 04年4月号より)



4月は韓国の労働界と社会運動団体が決めた「労働者の健康権を勝ち取る月間」です。労働組合運動の世界最大の組織である国際自由労連(ICFTU)は、4月28日を「国際労働災害死亡・負傷労働者追慕の日」として記念しています。この日は世界のすべての社会が、労働災害による労働者の死と負傷を記憶する日です。そして、このような記憶は5月1日のメーデーで、労働者の生命と夢を実現するための闘いに続いていきます。

火災で死んだ玩具工場の労働者ための蠟燭

4月28日が「国際労働災害死亡・負傷労働者追慕の日」に初めて指定されたのは、1996年です。この年ニューヨークの国連本部で行われた「持続可能な発展委員会」(Committee on Sustainable Development)の会議に参加した国際自由労連の労働組合の代表を中心に、労災で亡くなった労働者の

ための「蠟燭を明るくする」行事が行われたのが、その始まりです。国際自由労連は各会員組織にも、この日行事を行うことを要請し、約70カ国で「蠟燭を明るくする」行事が行われました。

1993年タイのケイダー(Kader)玩具工場で火災が発生し、174人の女性労働者を含む188人の労働者が亡くなった事件がありました。1996年4月28日、初めて行われた共同行事のテーマは、この玩具工場の労働者に対する追慕でした。「先進国の子供たちの夢を乗せた玩具を作る過程に、開発途上国の労働者の血と死が埋められている」という目覚めが反映したのです。国際自由労連は1996年の初めての行事を契機に、これを全組織レベルで公式なものとさせ、4月28日を国際的な実践の日とするために努力を展開してきました。毎年行われる国連の「持続可能な発展委員会」で「労働者を殺し身体を壊す発展は持続可能な発展ではない」と言うことを思い起こ

させ、アメリカニューヨークの国連本部の建物で追慕の行事を行いました。このような努力が「持続可能な発展委員会」の会議で、労使で亡くなった労働者のために黙祷することを公式行事とさせるという成果を生みました。そして、2001年、南アフリカ共和国で開催された国連の「持続可能な発展委員会頂上会談」(WSSD) では労働者の安全と健康が主要議題として確立されることになりました。

現在国際自由労連は4月28日を、国連が定める「国際記念日」とするために努力しています。スイスのジュネーブに本部を置く国際食品ホテル労連(IUF)を始めとするいくつかの国際産別労連が、2000年から国際労働機構(ILO)の建物で4月28日の行事を行っています。その結果2001年にILOが、国際労働組合運動が行う4月28日の行事に公式に参加しており、2002年にはILO自身の記念日として指定しました。国際自由労連はILOのこのような決議を踏み台に、4月28日を国連レベルの公式な「労災死亡労働者追慕の日」として指定するために努力しています。これとともに各会員組織に、それぞれの国でこの日を「国の記念日」として指定するように努力することを勧告してきました。

4月28日、労災労働者追慕の日の由来

4月28日が「労災死亡・負傷労働者追慕の日」と定められたのは、カナダとアメリカの労働組合運動の活動に由来します。オンタリオ州で、カナダで最初の包括的な「労働者労災補償法」(Workers Compensation Act)

が、議会での最終審議を終えたのが1914年4月28日でした。カナダ労働評議会労総(CLC)は、1984年からこの日を追慕の日と定めて全国的に記念行事を行ってきました。そして1991年2月1日には、進歩政党である新民主党(New Democratic Party)所属の議員がカナダ連邦議会に提出した法案が通過することによって法定追慕の日として確立されました。

カナダ連邦議会と各州議会は、4月28日の会議を労災死亡労働者に対する黙祷から始めます。主要政党の院内代表がこの日の意味を説明し、最近の労災または労働者の安全と健康に関する問題に対する意見の発表と対政府質問をして、議員達に黙祷を公式に提議します。そして労働部長官は議員からの質問に対する答弁として、労災の現況について説明します。労災労働者追慕の日に関する議会レベルの行事は、殆どすべての自治体の議会で行われ、ある地域の議会は独自の弔礼を追加的な義務として定めていることもあります。

一方アメリカでは1970年に制定された産業安全補償法(OSHA Act)によって1971年4月28日から活動を始め、安全保健庁(OSHA)と国立安全保健研究所(NISHA)の活動開始の日付にあわせて、1989年からアメリカ労働連盟-産別組織会議(AFL-CIO)が4月28日を労災労働者追慕の日として記念しています。

労災労働者追慕の日に関する韓国の状況

韓国労総は1998年「殉職産業災害労働者礼遇に関する法律建議案」を準備し、慰

靈塔建立を政府に提案しました。その結果、勤労福祉公団の産災福祉事業費から10億ウォンに上る予算を確保し、2000年7月、ポラメ公園に慰靈塔を建てました（これは現在ソウル市に寄付され、ソウル市が管理しています）。

韓国労総はその後、2000年8月に国際自由労連の勧告によって4月28日を「産災労働者の中」と指定し、2001年4月28日に第1次「産災労働者の中」追慕行事を慰靈塔で行いました。このようにして進んだ2001年初めての行事を契機に、韓国労総は他の国のように4月28日を「産災労働者の中」として、国レベルで法制化することを推進しています。

民主労総陣営の労働運動が労災問題と労働者の健康安全に関する活動を展開し始め

たのは、おおよそ1990年からです。1988年7月2日、当時15歳の労働者・文ソンミョンが水銀中毒で死亡したことが契機でした。これによって1990年7月が「産災追放の月」と定められました。2001年「産災追放の月」共同推進委員会は、2001年の活動評価で、「賃團闘の時期を避けて労組の活動を強制し、労災問題に対する社会的な共感帯形成のための主要な活動時期を4月に早め、追慕祭は規模を縮小して8月に行うことについて、積極的な論議が必要」とすることで意見を集約し、民主労総は2002年、組織的な論議と意思決定手続きを経て、集中的な労災追放運動の時期を4月に早めることを決定しました。そしてこれが自然に国際自由労連レベルの4月28日の「労災死亡労働者追慕の中」の行事と

仕事関連の事故・疾病数依然増大 — ILOとWHO、共同で予防戦略を呼びかけ

2005年4月28日（木）発表

ILOが「仕事における安全と健康のための世界の中」とする4月28日に、ILOと世界保健機関（WHO）は共同で、予防的安全文化の世界的な必要性を強調する新聞発表を行った。世界の日に際し、ILOが作成した報告書「World Day for Safety and Health at Work 2005: A Background Paper（英語）」は、毎年200万人以上の生命が失われている仕事関連の事故や疾病的件数が、一部途上国の急速な工業化を理由として、増え続けているように見えると記している。さらに、働く人々の直面する最も一般的な

危険は職業病のリスクになってきており、毎年、労働関連死亡者数の5人中4人に相当する約170万人の死因になっている。死亡に到らないが、3日以上の欠勤をもたらす労働災害にあう人の数は毎年、約2億6800万人、業務関連疾病的患者は約1億6000万人になるとしている。

地域別では、先進国や新興工業国の多くで労災件数は頭打ちになっていますが、急成長を続けているアジアや中南米のいくつかの国では増大。例えば1998年から2001年の期間に、中国では、死亡労働災害

結合するようになりました。

労働者の健康に対する企業の責任

国際自由労連は「玩具工場の労働者」をテーマとした1996年1次行事に続いて、1997年には「アジアの労働者」をテーマに行事を行いました。そして、1998年には「子供の労働者」をテーマにして「児童労働根絶」運動を開拓する契機にしようとした。

1999年4次追慕の日は、カナダに続いて二番目に法定追慕の日を定めたスペインで公式行事を行いました。その年国際自由労連は、5月17日から21日までブラジルで開かれる世界女性労働者大会にあわせて、4月28日に国際労災労働者追慕の日のテーマを「女性労働者」と決めました。

件数が73500件→90500件、3日以上の欠勤を伴う労災件数が5600万件→6900万件といずれも増加している。中南米でも同期間、特にブラジルとメキシコの建設業の成長と雇用者総数の増大を反映し、死亡労働災害件数が29500件から39500件に増えている。

最も一般的な職業病は危険有害物質への暴露を原因とするガン、筋骨格系・呼吸器系・循環器系の各疾患、聴力喪失、病原体への暴露からくる伝染性疾患で、労働災害による死者数が減り続けている多くの先進国で、職業病、とりわけ石綿症による死者数の増大が見受けられる。石綿を理由とする労働関連死亡者数は毎年、世界全体で10万人に達する。一方、農業部門では農薬の利用

スペインで明るくなつた哀悼のロウソウクをブラジルに移し、「亡くなつた者に対する追慕を、生きている者の実践と行動に転換」する決意を象徴するようにしたものです。そして国際行事が行われたスペインのバルセロナでは労働者、市民が市内の主要な広場を作業靴でぎっしりと埋め、亡くなつた労働者を讃えました。2003年の8次行事では「労働者の健康と安全のための企業の責任」がテーマに採択されました。これは、イギリス、カナダ、オーストラリアなどで本格的に進められている「企業殺人法」制定運動を反映するものです。これは労災で労働者が死ねば、企業自ら（企業の代表）が他の殺人の場合のように処罰を受けなければならない、または企業と使用者に対する不完全な処罰を強化しなければならないと

による中毒死亡者数が毎年約7万人に達し、死亡に至らないまでも急性及び慢性的な疾患に罹患する患者の数は700万人以上になると報告書は推計している。

報告書はさらに、建設業について、この業種では、毎年、産業全体の全死亡労働災害件数の約17%に当たる少なくとも6万件の死亡事故（10分に約1名が死亡）が発生していることを示している。報告書はまた、今後15年間に労働市場に新規に参入する若年者（15～24歳）と高齢者（60歳以上）の数が増大するため、この年齢層の労災率が上昇すると予測し、特別の事故疾病予防計画の開発を求めてる。（<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/new/index.htm#21>）

言う認識と要求を盛り込んでいます。オーストラリア、カナダ、イギリスなどでは既に「企業殺人法」が議会に紹介されたり、通過過程を歩んでいます。イギリスでは4月28日、すべての組合員が企業殺人法立法追求葉書を出す運動も展開しています。

今年開かれる2004年の9次行事は「すべての労働者の安全と健康な労働」を主要なテーマに「使用者責任」をサブテーマにしています。「企業殺人法」立法運動を更に拡大させるものです。現在国際自由労連は

すべての会員組織に、4月28日にあわせて様々な行事を行うことを求めています。そしてこのような活動の国際的な交流のために、自らのホームページ(www.icftu.org)を通じてポスター、ロウソクと香と一緒に載せている共同のシンボル、資料などを提供しており、会員組織の活動計画を共有しています。(「労働社会」2004年4月号掲載文を編集部の責任において内容を割愛、再編集したものです。)

平成16年度労働災害発生状況を発表 重大災害が増加、死亡者数は減少

4月28日、厚生労働省は平成16年度における死亡災害・重大災害の概要を発表。

平成16年の労働災害による死亡者数は1620人で、平成15年の1628人より8人減少し、平成11年より減少が続いている。

死亡災害の業種別では、このところ減少傾向にあった建設業において前年より死亡者数が46人増加の594人で最も多く、次いで製造業293人、陸上貨物運送事業243人。

一度に3人以上の労働者が被災した重大災害は、昭和60年以降増大傾向にあり、平成16年は274件発生、前年よ

り25件増加した。特に、製造業においては平成15年(38件)と比較して、64件と大幅に増加しており、「交通事故」を除き、「爆発」、「火災・高熱物等」による災害が主に増加している。

表3 平成16年における重大災害発生状況

(確定)

業種	平成16年(1月～12月)			平成15年(1月～12月)			増減数		
	件数 (件)	死傷者 数(人)	死亡者 数(人)	件数 (件)	死傷者 数(人)	死亡者 数(人)	件数 (件)	死傷者 数(人)	死亡者 数(人)
全産業	274	1,431	97	249	1,720	90	25	-289	7
製造業	64	374	13	38	227	15	26	147	-2
鉱業	0	0	0	2	8	3	-2	-8	-3
建設業	89	364	44	88	403	29	1	-39	15
交通運輸業	11	47	11	9	28	3	2	19	8
陸上貨物運送事業	23	87	17	22	105	14	1	-18	3
港湾荷役業	0	0	0	2	7	1	-2	-7	-1
林業	2	9	0	3	11	0	-1	-2	0
その他の事業	85	550	12	85	931	25	0	-381	-13

(注) 1 重大災害報告より作成したもの。

2 一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故について作成。

3 「-」は減少を示す。

4 被災者が属する業種が複数にまたがる場合には、主たる業種についてのみ計上している。

中小企業向けO SHMS規格 Prime 2003で 自主対応・参加型安全衛生活動の促進を

第1回O SHMS連続トレーニング講座が終了

(財)労働科学研究所が主催、連合近畿労働安全衛生センターが開催事務局となり、昨年5月に開始した「労働安全衛生マネジメントシステム構築連続トレーニング講座」が、5月13日に最終回となる第4回講座を開催、全日程を終了した。

この講座は、ともすれば中小事業場にとっては取り組みにくいと誤解のあるO SHMS(労働安全衛生マネジメントシステム)を職場に導入する方法を実戦形式で学ぶものとして昨年開始したもの。事業場単位での参加とし、講座の進行にあわせて自らの職場のO SHMSを構築していく。毎回の研修会場は参加企業の実際の職場とし、1年間を通して課題を自らの職場に適用して実践することにより、その職場のO SHMSは完成するというものであった。

講座の軸となるO SHMSは、講師である木田哲二氏(労働衛生コンサルタント・医師)の提案するプライム2003(次ページ参照)とし、その過程(①方針、②組織化、③計画作成と実施、④評価、⑤改善措置)を取り組む各種のモデル様式を電子情報で提供した。参加企業は、モデルを参考に自社独自のO SHMSを構築していく。2回目以降の講座では、そ

の進捗状況を報告しあい、何が欠けているか、どこに問題点があるかの助言を受けることができる。

講座で提供されたモデル様式は次のようなもの。

[第1回]

- 事故災害報告書
- 安全衛生委員会議事録

[第2回]

- 安全衛生組織図
- 職制管理者・担当課と技術者
- 作業と資格一覧
- 中長期計画
- 生活習慣病対策実施計画およびその記録
- 安全衛生管理年間計画



1. 方針	1. 労働安全衛生基本方針	1. 安全衛生方針の妥当性の評価
	1. 組織の基本方針は組織の最高責任者の責任において制定されなければならない。	1. 安全衛生方針は、組織の労働安全衛生の精神的中核となるものでありむやみに変更することは好ましくないが時代の推移や組織の労働安全衛生のレベルの変化に対応するために変更が必要な時には変更しなければならない。この妥当性と変更内容は、労働安全衛生委員会において評価されなければならない。
	2. 労働安全衛生活動に構成員の参加を確保することを明記しなければならない。	2. 中長期計画の評価
	3. 国内法を重視し、加えてILO勧告を重視することを明記しなければならない。	1. 中長期計画は終了時および期間の途中で実施状況を労働安全衛生委員会において評価されなければならない。
	4. 労働安全衛生のリスクレベルを継続的に改善していくことを明記しなければならない。	3. 年間計画の評価
	5. 構成員の職業性疾病以外の一般的な健康管理はその自主性を重視した自己管理を尊重し、組織はそれを支援することを明記しなければならない。	1. 年間計画はそれぞれの実施項目についてその都度実施内容を労働安全衛生委員会において評価されなければならない。
	6. 基本方針はすべての構成員および関係する者すべてに周知されなければならない。	2. 年間計画はその最終月までに実施状況が労働安全衛生委員会において評価されなければならない。
	1. 労働安全衛生組織	4. 労働安全衛生体制の評価(監査)
	1. 労働安全衛生管理規程が文書化されなければならない。	1. 現行の労働安全衛生体制はその仕組みやその実行力が有効に機能しているかを文書化されたマニュアルによって評価されなければならない。
	2. 組織最高責任者、労働安全衛生事務局、安全衛生専門技術者、職制管理者、一般構成員のそれぞれの権限と義務および職務が明確に文書化され、そのための教育がなされなければならない。	5. 日常的な評価活動
2. 組織化	2. 労働安全衛生委員会	1. 組織の活動を労働安全衛生の側面から評価する活動が計画的に日常的に行われなければならない。その活動とは以下の活動を言う。
	1. 委員は構成員の利益を代表するものが半数を占めなければならない。	1. 労働安全衛生技術者(衛生管理者、産業医、作業主任者)による巡視
	2. すべての構成員の意見が間接・直接的に反映されなければならない。	2. 職制管理者による巡視
	3. 議事録が作成されすべての委員の確認が取られ、すべての構成員に公開されなければならない。	3. 組織最高責任者による巡視
	3. 緊急時の対応	2. その日常的な評価活動は労働安全衛生委員会に報告され、評価されなければならない。
	1. 火災、地震、労働災害発生等の緊急時の対応についての文書化されたマニュアルが存在し、その教育が必要な構成員に対して行われなければならない。	6. 労働安全衛生法の重視(コンプライアンス評価)
	4. 構成員の保護と権利および労働安全衛生活動への参加	1. 労働安全衛生法のうち最低基準として制定されているものについては厳守しなければならない。
	1. すべての構成員に対して匿名で相談が出来る窓口が用意され周知されなければならない。	2. 労働安全衛生法のうち企業活動の実情に合わないものについては構成員の合意の上に、リスクが低い事を前提として代替措置等を取ることが出来る。
	2. 構成員の労働安全衛生上の権利はその組織において明確に文書化され周知されなければならない。	1. 労働災害およびニアミスに対する改善措置
	3. 構成員の労働安全衛生活動への参加は具体的な方法によりその参加が保証されなければならない。	1. 労働災害およびニアミスが発生した場合には直ちにその再発防止策を講じ記録しなければならない。
3. 計画作成 と実施	4. 構成員内外労働者等についても同様の保護と権利と参加が保証されなければならない。	2. その記録は労働安全衛生委員会に報告され、審議されなければならない。
	1. 中長期計画	3. 組織最高責任者は再発防止策の作成の指示を行い、再発防止策の妥当性を評価されなければならない。
	1. 労働安全衛生活動についての3年から5年の重点項目が文書化されなければならない。	2. リスクアセスメントの結果より指摘されたリスクに対する改善措置
	2. 年間計画	1. リスクアセスメントの結果により改善が必要と考えられるものについては計画的に改善しなければならない。
	1. 労働安全衛生活動についての1年の計画が実施月を明確にして文書化されなければならない。	2. リスク対策の基本はハザードの除去である。
	2. その計画が実行されている記録が文書化されなければならない。	3. ハザードの除去が困難な場合には、教育等を含めた残存リスク対策を行う必要がある。
	3. 年間計画は災害の発生、関連法令の改正等が生じ、労働安全衛生委員会で必要が認められれば、年間計画は期中であっても改正しなければならない。	3. 労働安全衛生体制の改善措置
	4. 年間計画には以下の内容を含まなければいけない。	1. 監査により指摘された事項または、労働安全衛生事務局が自ら必要と思われる事項について改善措置を行い、労働安全衛生体制は継続的に改善されなければならない。
	1. 5S活動	
	2. 労働安全衛生社外・社内教育	
	3. リスクアセスメントの見直し	
	4. リスク軽減活動	
	5. 一般健康診断および法定または自主的な有害業務健康診断	
	6. 健康診断の事後措置	
	7. 交通安全活動	
	8. その組織において必要と思われる他の実施事項	

モデル報告書様式

事故・災害報告書(一)

被災者	氏名		生年月日		年齢	
	所属		入職年月		勤続	
		職種			経験	
状況調査 災害発生状況	発生日時		医療機関			
	発生場所		疾病の重さ	全治	(月日)	診断書
	作業者名		現認者職氏名			
	発生状況(発生から事後処置までを時系列で)			発生状況見取り図		
原因						
報告者			報告日 年月日			
再発防止計画・実施	誰が いつまでに		再発防止処置確認			
	立案者 (年月日)					
労働者の意見 安全衛生委員会の意見	審議結果	解決 再報告要求 次年度計画化(労災報告内容に問題・再発防止対策に問題)				
管理者の意見	総括安全衛生管理責任者		安全衛生事務局			
年月日印			年月日印			

※ 実際にはA4版2ページで作成

安全衛生委員会議事録

[第3回]

内部監査スケジュール
内部監査チェックリスト
現地監査記録票
内部監査指摘事項記述書
監査報告書

[第4回]

就労判定通知
再検査結果通知票
受診状況調査票
長時間残業対策フロー
労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト
ストレス調査票

参加各社のオリジナルOSHMSへ

今回の講座に参加した5社は、それぞれ自社の安全衛生対策取り組み状況にあわせ、リスクアセスメントの実施をはじめとして、新たな取り組みを進行させていく。

第4回講座では、参加各社のOSHMS構築状況を報告し合ったが、まだ一応のシステム完成という状況にまで達していない職場が多かったが、共通しているのは取り組み方向は明確に定まっているということであった。

たとえば災害事例報告の様式設計については、各社ともこれまで使用してきた様式を持っているが、OSHMSでは必須の「災害防止計画と実施」と「処置確認」欄を設定し、「労働者の意見」「管理者の意見」を設けている。この様式変更のためには、処理確認

を含めた改善計画実施の仕組みが決められていなければならぬことになる。

また、第3回のテーマである内部監査は、一連の活動が進むことにより不可欠なものとなる過程であるため、実施後の検証はOSHMSの最終段階まで待たねばならないことになる。

中小企業にプライム2003の展開を

今回のOSHMS構築連続トレーニング講座は、最終回をもって完全な終了とするのではなく、参加した企業の今後の取り組み状況について適宜フォローしていくこととなった。また参加者が気軽に講師に助言を受けることができるよう、講座開講時に設定されたメーリングリストも引き続き運営していくこととなっている。

今国会で提出されている労働安全衛生法改正案は、「自主的な安全衛生活動の促進」にその第一の重点が置かれており、本格的なOSHMSの導入促進を国が図るものとなっている。しかし、そのソフトウェアであるOSHMSの具体的な導入方法が、必ずしも分かりやすいものとして提供されているとはいえない現状にある。プライム2003は、中小企業でも（中小企業だからこそ）スムーズに取り入れられる簡易版OSHMS規格として提案されているものであり、今後さらにトライアルする事業場が増えることを期待したい。

そのため、この講座については今秋を目処に第2回講座を募集、開催する予定にしている。

石綿障害予防規則が 7月1日施行へ 建築物解体など対策・規制強化

昨年10月、政府は遅まきながらアスベスト（石綿）の事実上の「原則禁止」措置を導入した。一方、これをあざ笑うかのように、アスベスト疾患、中でも中皮腫死亡数が増加しつつあり、社会的に石綿問題が認識されるようになるにしたがって、石綿関連ガン（中皮腫・肺ガン）の労災申請数、認定数が増加してきている。

石綿の大部分が耐火用吹きつけ材、各種建材として建築物に使われてきたために、今後の石綿曝露原因としては、建築物の解体、改修工事での石綿発散問題が重大である。将来の被害発生をどれだけ抑制できるかは、工事労働者や周辺住民への石綿曝露をどれだけ抑制できるかにかかっている。

こうした観点から労働現場での曝露対策として制定されたのが今度の「石綿障害予防規則」（石綿則または則）である。従来、石綿は発ガン物質として「特定化学物質等障害予防規則」の対象だったが、これを、石綿問題の重要性と特殊性を踏まえて独立の省令（平成17年度厚生労働省令21号）としたものである。石綿等の製造、取り扱い作業全般に適用される規定に加え、解体、改修工事等の対策が付け加えられた。

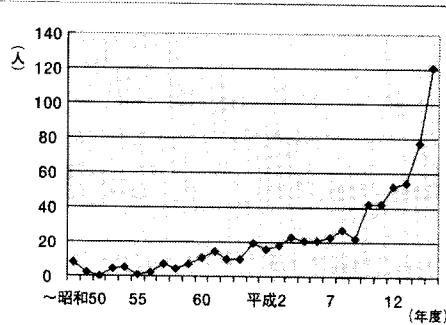
中皮腫の潜伏期間は30年～40年程度とされる。石綿則は未来に発生する障害を防止するためのものであって、現在増加中の被害を食い止めることはできない。どんな悲劇が待っているのかということがわからなければ、真剣な対策はおぼつかない。石綿則の実行など将来被害の予防対策をしっかりと行うためには、未だ全体像が明らかに

建築物の 解体等の作業における石綿対策 石綿障害予防規則の概要



厚労省PR用リーフレット

石綿にさらされる業務による職業がんの労災補償状況



石綿による中皮腫、肺がんの労災認定者数は、年々増加しています。

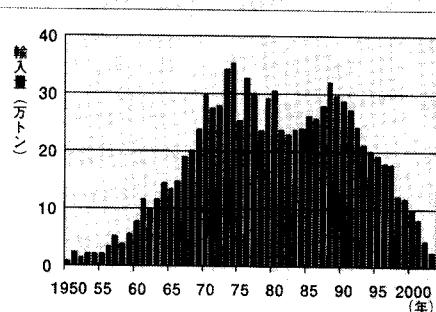
以下のような作業で労災認定されています。

① 石綿が吹き付けられていた建物を解体するハツリ作業

② 石綿製品を用いた炉などの施設における断熱材・保温材の補修作業

そのほか、直接石綿を取り扱う作業に従事していないが、周辺の作業により、間接的なばく露を受けた場合にも労災認定されています。

石綿の輸入量の推移



石綿は、耐熱性、耐摩耗性等に優れた性質を有しており、さまざまな用途に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。

1970年から1990年にかけて多くの石綿が輸入されており、この時期の建築物には石綿製品が多く使用されています。

石綿製品については、ほぼ使用等が禁止されていますが、今後石綿製品を使用した建築物の解体が増加します。

なっていない被害の実相を解明することが重要だろう。

石綿則の概要

石綿則についてはPR用リーフレットとともに厚労省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>)に掲載されているので詳細はそちらを参照されたい。リーフレットは労基署で配付している。

石綿則に盛り込まれた建築物等の解体等に関する主な対策は次の通り。

1 事前調査(則3条、8条)

(1)解体等工事を、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、記録しておかなければならぬ。その結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかつたときは、さらに分析調査し調査結果を記録しておかなければならない。ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿等が使用されているものと「みなして」法令上の対策を行うときは分析調査の必要はない。この「みなし」規定は安全側の措置といえる。

(2)工事の発注者は、請負業者に対して石綿の使用状況(設計図書等)を通知する努力義務を負う。

2 作業計画(則4条)

事業者は、あらかじめ以下の事項を示した作業計画を定め、これにより作業を行い、労働者に周知させなければならぬ。

- ①作業の方法及び順序
- ②石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 計画、作業の届出(安衛則90条、則5条)

これまで、一定条件の吹き付け石綿等除去作業については安衛法に基づく「計画の届出」を所轄労基署に出さなければならなかつたが、石綿則によって届出の範囲が拡大し、全体としては次のようにしなければならないことになった。

- (1)建築基準法上の耐火建築物や準耐火建築物の吹き付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに、所轄労基署に計画を届け出なければならない。
- (2)「(1)に該当しない吹き付け石綿の除去作業」と「石綿を含有する保温材・耐火被覆材・断熱材の解体等の作業」は、工事開始前に作業について所轄労基署に届け出なければならない。

4 特別教育(安衛則36条、則27条)

事業者は石綿が使用されている建築物等

の解体作業に従事する労働者に対して、(1)石綿等の有害性、(2)石綿等の使用状況、(3)石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置、(4)保護具の使用方法、(5)その他曝露防止に関する必要な事項、について教育を行わなくてはならない。

5 作業主任者(則19、20条)

石綿作業主任者を選任し次のことをさせなければならない。

- (1)石綿作業従事労働者が石綿粉じんに汚染されたり、吸入しないように作業方法を決定し、指揮すること。
- (2)保護具の使用状況を監視すること。

6 保護具等(則14、44~46条)

- (1)石綿を含む建材等の解体作業を含め、

建築物からの石綿粉じん対策

建築物所有者・管理者の皆様へ

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されました。今おかれらの建築物のお手元による解体工事の際に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

石綿含有製品のうち建材、屋根材及び接着剤については、既に製造、使用等が禁止されていますが、さらに、石綿導管予防規則を制定し、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図りました。この規則では、対策の実効を期すために、建築物の所有者・管理者にも一定の措置を求めており、平成17年1月1日から施行されます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

石綿等の切断等の作業においては、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク）、作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

(2) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄容器等に梱包したとき以外は、付着したもの除去した後でなければ作業場外に持ち出してもなければならない。

7 濡潤化（則13条）

石綿等の切断等を行うときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならない。

8 隔離・立入禁止等（則6、7、15条）

(1) 吹き付け石綿の除去作業を行うときは、作業場所をそれ以外の作業場所から隔離しなければならない。吹き付け石綿の下の天井板の除去作業についても同様である。

(2) 石綿含有保溫材、耐火被覆材、断熱材の解体作業を行うときは、その作業をする労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければならない。元請事業者は関係請負業者への通知、作業時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

石綿含有保溫材とは「石綿保溫材ならびに石綿含有ケイ酸カルシウム保溫材、けい藻土保溫材、バーミキュライト保溫材及びパーライト保溫材」、石綿含有耐火被覆材とは「石綿含有耐火被覆板及びケイ酸カルシウム板第2種」、石綿含有断熱材とは「屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材」をいう。

(3) (1)(2)の他の石綿を使用した建築物の解体工事をはじめ、石綿を製造し、又は取り扱う作業場には、関係者以外立入禁止とし、その旨を表示しなければならない。

9 注文者の配慮（則9条）

解体工事等の注文者は、事前調査、作業方法、費用、工期などについて、請負事業者が法令の規定の遵守を妨げられるおそれのある条件を附さないように努めなければならない。

職場の吹き付け石綿

石綿規制の中でこれまでになかった、「職場の吹き付け石綿管理」に関して「石綿が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置」が石綿則の中に規定され、事業者は、労働者を就業させている建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等により石綿粉じんが発散、曝露するおそれがあるときは、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない、とされている。

また、建築物貸与者についても、2以上の事業者が共用する廊下の壁等の吹き付け石綿が損傷、劣化等している場合、同様の措置を講じなければならないとされた。

※「石綿等」とは、①全ての石綿、②①を1%を超えて含有する製品、をいう。

韓国からのニュース

■労災後の後遺症も業務上災害

ソウル行政法院行政14部(裁判長シン・ドンスン)は建築工事現場の地下で作業をしていて崩れ落ちてきた土砂に足首が埋まる事故にあった裴(ペ)某(58)氏が、「事故の後で鬱病・睡眠障害など『外傷後ストレス症候群』に苦しむようになったのは業務上災害」として、勤労福祉公団を相手にしていた療養不承認処分取消訴訟で、原告勝訴判決を行ったと10日明らかにした。

裁判部は判決文で、「外傷後ストレス症候群は事故にあった当事者が恐ろしさと恐怖感をどれくらい深刻に感じたかどうかによって発生の可能性が変わる」とし、「裴某氏が事故当時、瞬間に生命の脅威を感じたことがあり、その後に睡眠障害と意欲喪失などの症状が現われたのは、事故による衝撃のためである」とした。

裴某氏は2003年3月、京畿道の商店街の新築工事現場で働いていて、突然土砂が崩れ落ち、足首が土砂に埋まるという事故に遭ったが30分後に119救急隊の助けによって救われた。裴某氏は翌年2月、勤労福祉公団に外傷後ストレス症候群による療養申請を行ったが、「業務との関連性がない」という理由で拒否されたため訴訟を提起していた。

ハンギョレ新聞／4月10日

■塵肺症の坑夫、胃癌・肺炎で死亡しても労災認定

肺機能の低下で身体及び免疫機能が低下

した塵肺症患者が、胃癌と肺炎で死亡した場合も業務上災害と見なければならないという判決が出た。

ソウル高裁特別4部(キム・ヌンファン部長判事)は19日、数年間塵肺症を病んでいて胃癌にかかり、闘病中に肺炎まで重なって亡くなった、前職が鉱夫だったホ某氏の遺族が、勤労福祉公団を相手に出した遺族補償金及び葬儀費不支給処分取り消し訴訟で、原審を破棄して原告勝訴判決を行ったことを明らかにした。

裁判部は判決文で「塵肺症は胃癌と肺炎の直接的原因にはならないが、ホ某氏がこの疾患を長年の間病むことで全身が衰え、免疫体系が悪くなつたもので、死亡と相当な因果関係がある。」とした。

裁判部は「塵肺症患者はストレスと薬物治療などで胃潰瘍が発生する可能性が高く、胃潰瘍は胃癌に転移することがあるという医学会報告があり」、「塵肺症による『慢性閉鎖性疾患』は、肺炎の死亡率を増加させることもある」と付け加えた。

1960年から12年間鉱夫として働いたホ某氏は1995年から塵肺症を病み、2002年には胃癌にかかって抗癌治療と胃切除手術を受けて闘病中で、同年末には肺炎まで重なって死亡した。

インターネットハンギョレ／5月19日

(翻訳：中村猛)

前線から

連合大阪が安全衛生で労働組合アンケート

過重労働対策の強化が課題

安全衛生研究会

大 阪

連合大阪労働安全衛生センターは5月31日に理事会を開催、連合大阪参加の単組と大阪府内の労働組合を対象に、安全衛生対策の取り組み状況についてのアンケート調査の実施をはじめとした当面の活動内容について決定した。

アンケート調査では項目を安全と衛生で項目をしづり、事業場として当然講じていなければならぬ対策が実施されているかどうかを中心に戸うものとなっている。サービス残業や過労死問題が社会問題化しており、JR福知山線の事故で、職場の安全対策上の問題点も身近に感じられるこの時期に、アンケートにより注意喚起と、情報提供を図るための取り組みとなる。また、過重労働対策や

安全衛生対策全般において、職場における労働組合の果たすべき役割はますます大きく、連合内外の労働組合への呼びかけは大いに意義があるといえよう。

理事会の後には安全衛生研究会が開催され、「過重労働対策」をテーマに同センター事務局次長の西野が、今国会に提出されている労働安全衛生法改正案の重要な部分となっている過重労働対策の内容を解説した。

近年、安全衛生の研修会で取り上げられるテーマでは、メンタルヘルスと過重労働関連が一般に多くなっており、この日も参加者は約50名を超えるものとなった。

解説では、月100時間超など長時間の時間外労働

に従事した労働者のうち希望するものに、産業医等による直接指導を義務付けるという労働安全衛生法改正案の内容について、直接の実効性は乏しいのではないかという見方ができるとした。たとえば過重労働による脳・心臓疾患の労災認定は、労働時間を事後の調査によって捕捉したことによるものであって、もともと月100時間超の時間外労働がタイムカードなどで分かっている場合など皆無に近いと指摘。

しかし、労働時間の捕捉は昨年の「過重労働・メンタルヘルス対策の在り方に係る検討会報告書」にもあるように、職場の衛生委員会の議題として労働時間を審議事項として取り上げることにより、有効な対策が可能。そのためには改正案では、産業医等の直接指導を、月100時間ないし80時間などの最低基準以外に、事業場で定めた基準により実施することが望ましいとしており、ここに労働組合の取り組みが必要とする。

もともと「検討会報告

書」は、「月100時間超の時間外労働」などという明らかな過重労働については、まずやめさせるべきと指摘しており、これをいや

しくも労働組合が見逃すということがあってはならないというのが大前提と強調した。

労働安全衛生法改正を契

機に、連合による労働組合としての過重労働対策が求められるところである。

顕在化するアスベスト被害 中皮腫労災認定相次ぐ

兵庫・三重

国鉄・鷹取工場で

—国鉄生産事業部

京都・向日町電車区（ディーゼル機関車検修作業、故立谷勇氏、胸膜中皮腫）、東京・品川電車区（車両補修、検査、故久富義孝氏、胸膜中皮腫）、神奈川・大船工場（電車等の解体、修理、改造、故加藤進氏、胸膜中皮腫）と国鉄・JRでの被害事例が労災認定され、国鉄・JRにおけるアスベスト使用、被害の実態が徐々に明らかになってきた。そして、4月末に4人目の中皮腫が労災認定された。

認定されたのは、神戸市垂水区にあった国鉄・鷹取工場で長年、蒸気機関車の補修作業などに従事した経

歴をもつ故Aさん。Aさんは、1964年に旧国鉄に入社、養成所を経て、1967年から鷹取工場の機関車職場で働くようになった。JRとなった後も鷹取工場に勤めた後、大阪市内の宮原客車区、鷹取工場を経て、1997年から吹田工場に勤務していたところ、2002年6月に腹膜中皮腫を発症した。手術したのち職場復帰したが1年後に再発、2004年5月還らぬ人となった。

安全センターでは「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」とともに労災申請を支援し、本年4月末に労災認定された。

当初、死亡時 在職していたJR吹田工場に赴き、JRにおいてどの事業所にお

いて事業主証明を行うかを含めて検討を申し入れたところ、JR西日本から、JRになってからの各職場におけるアスベスト使用は否定できないが、曝露があつたとは言えないという趣旨の回答があり、結局、国鉄時代の鷹取工場における石綿曝露作業経験に基づいて、国鉄清算事業団西日本支社に労災請求を行った。

元同僚の証言によって、蒸気機関車の配管に多く使用されたアスベストの取り扱いなど、日常的な石綿曝露が裏付けられ、JR西日本の方でも、鷹取工場での石綿作業の従事歴を認めしたことから認定に至った。

全国の国鉄・JR工場でこれまでの認定事例と同様の実態があったとみられるが、今後、これら工場の退職者・経験者の健康管理、被害者の迅速救済、上積み補償などを求め、被害者家族を中心とした国鉄清算事業本部等への申し入れを

行っていくことにしている。

プラスチック成型器製造など —兵庫・尼崎労基署

Bさん（59才、男性）は各種機械の製作の仕事に40年以上従事してきた。2003年11月に持病で通院中の病院で胸部レントゲン写真に異常がみつかり、その後の検査で悪性胸膜中皮腫と診断された。

1976年から1988年に在籍したH工作所での作業の中で、1) プラスチック成型器のカバーに使用されていたアスベストを加工するなどしていた、2) 鉄板材料の墨書きに使用する石筆の芯出しのために日常的に石筆を削っていた（石筆はタルクであり、タルクにはアスベストが混入している可能性が高く、過去にも、こうしたアスベスト曝露での胸膜中皮腫や心膜中皮腫発症・労災認定例がある）、3) 溶接時の火の粉養生にアスベストシートが使用されていた、という本人の記憶から、アスベストの直接、間接の曝

露があったことが推定された。当時の同僚で今もつきあいのある方の証言も得られ、本年4月末に労災認定された。本人、同僚とも、作業当時、アスベストの危険性は全く知らず、防塵マスクは着用していなかっただ。

スレート工事で

—三重・津労基署

故Cさん（発症時60才、男性）は2004年5月に胸に痛み、だるさをあげて近くの総合病院に受診し、胸部レントゲン写真に異常がみられ、数日後にはゼリー状の胸水が確認された。このときの検査では悪性細胞が検出されなかつたが、8月に大学病院を受診、胸腔鏡検査で悪性であることが推定され、その後の開胸検査で悪性胸膜中皮腫と確定診断された。

Cさんは1960年から1987年頃まで義兄の経営するスレート施工会社に勤務し、石綿スレートを使用した工場建屋等の建築に従事した。防護マスクを着用せずに、のこぎりでスレートを切断、加工して外

壁、間仕切りを組み立てるなどしていたと義兄、元同僚が証言している。会社倒産後、石綿作業からは離れ、自営でスポット溶接をしていた。

残念ながら労災請求中に死亡され、本年、5月はじめに遺族補償などの支給決定が行われた。

中皮腫・じん肺・アスベストセンターを通して、あるいは、インターネットで知って、あるいは、同じ病院の患者さんから聞いて、当センターに相談された方々だった。事情はそれぞれ異なるが、何十年前のアスベスト曝露が原因の、とても困難な病気に襲われた患者さん、ご家族へのサポートが重要かつ役に立つものであることを改めて実感している。



4月の新聞記事から

- 4/1 午前11時10分ごろ、札幌市中央区のJR函館線苗穂駅構内で、JR北海道職員男性が保線作業後、札幌発新得行特急「トマムサホロスキーエクスプレス」にはねられ死亡した。
- 4/4 午後0時半ごろ、東京都・伊豆大島の北北西約16キロの海上で、中村船舶のケミカルタンカー「つばさ」が高波で沈没し、海上を漂流していた乗組員4人を救助したが1人が死亡。
- 兵庫県西脇市のガス製造会社「伊丹産業」のガスプラント工場で、午後0時45分ごろ、ガスタンクが爆発し、タンクの上部で解体作業をしていた下請け会社「共同ガス開発」の作業員2人が転落、2人のうち1人は死亡、もう1人が軽傷、他に1人が左腕を骨折する重傷。
- 4/5 明石市で03年6月、介護中のヘルパーの女性が車にはねられ死亡した事故で、加古川労働基準監督署が労災認定したことがわかった。女性はNPO法人から時給を受け取っており、同労基署は「業務中に労働者に当たる」とした。
- 午前9時15分ごろ、山形県東根市の薬品製造会社「エースジャパン」の工場で爆発があり、男性従業員1人は重傷、2人は軽傷。
- 4/6 午後3時50分ごろ、熊本市千葉城町の熊本家裁で異臭が発生。一時、全職員と来庁者約70人が避難。女性職員2人が軽症。
- 4/7 午前4時45分ごろ、群馬県太田市の県道交差点で、普通トラックと大型タンクローリーが衝突、タンクローリーは炎上し、運転手が死亡した。トラックの運転手も大けが。
- 4/8 午後3時半ごろ、岡山市宮浦の岡山港にある化学薬品メーカー「ナガオ」宮浦工場で、桟橋に停泊中のケミカルタンカー「興和丸」船内の乗組員4人が、積み荷の水硫化ソーダから発生した硫化水素ガスを吸い、2人が死亡、1人重体、1人は軽症。
- 4/12 和歌山那智勝浦町の「ホテル中の島」で00年に会議中に倒れ、2年後に死亡した料理長の遺族が、過重な労働などが原因として、ホテルと社長、専務に総額8482万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、和歌山地裁であった。裁判長は「恒常的な長時間勤務や献立作成などの負担が原因」として、ホテルと元役員2人に計約2440万円の支払いを命じた。今回のような規模の会社で、役員の責任まで認めるのは珍しい。
- 4/16 午前11時半ごろ、大阪府高槻市の「ニチレイフーズ・プロ関西工場」から出火し約30分後に鎮火、工場で働いていた女性3人が軽症。
- 4/17 小牧市明野新町の道道で、実況見分中の巡査部長を乗用車ではね、業務上過失傷害の現行犯で会社員を逮捕、巡査部長は死亡。
- 4/18 午前9時50分ごろ、京都市南区の日本電産本社敷地内で、住友電工が管理運営している電力貯蓄装置の撤去作業中、液体電池から液体（硫酸バナジウム）を抜き取る際に小規模な爆発が起き、作業員3人が軽いやけど。
- 無資格でフォークリフトで労災事故を起こし、死亡した作業員の傷害保険金1248万円を着服したとして、業務上過失致死や横領などの罪に問われた建設業の男性被告への判決が大津地裁であり、裁判官は「保険金の大半を横領し、事故を起こしたことへの反省が乏しい」とし
- て、懲役1年8月の実刑とした。
- 4/21 自宅から単身赴任先の社宅に向かう途中の夫が交通事故死したのは通勤災害として、妻が岐阜県高山市の高山労働基準監督署長を相手取り、給付金不支給決定の取り消しを求めた訴訟の判決が岐阜地裁であり、裁判長は原告の主張を全面的に認める判決を言い渡した。
- 戦後、米海軍横須賀基地の艦船修理廠(しょう)に長年勤務し、じん肺になったとして、日米地位協定に基づき損害賠償を請求した日本人元従業員2人に對し、米側が不法行為を認め、日本政府と折半で賠償金計約3500万円を支払うことで合意した。支払われる賠償額は、同基地を巡るじん肺訴訟の1次訴訟判決や2次訴訟の和解で示された賠償額に準じた額で、裁判によらずに賠償が認められるのは初めて。
- 利用客の転落死事故があった東京・台場の屋内型娯楽施設「東京ジョイポリス」で今年3月、「スピードボーダー」で落とし物を取ろうとした「セガ」の男性従業員が、コースターにはねられ重傷を負っていたことが分かった。
- 4/22 兵庫県警明石署は自分を搬送するため駆けつけた救急車を奪い、救急隊員にけがをさせたとして、強盗致傷と公務執行妨害の現行犯で住所不定、無職の男性容疑者を逮捕した。
- 4/25 午前9時18分ごろ、兵庫県尼崎市潮江4丁目のJR宝塚線尼崎一塚口間の第1新横枕踏切付近で、宝塚発同志社前行き上り快速が脱線し、1両目は線路脇の9階建てマンションの1階部分に突っ込んで「く」の字形に大破した。運転士を含む107人が死亡、460人が負傷した。
- 4/26 午前8時ごろ、和歌山市湊の住友金属工業和歌山製鉄所の構内で、屋外設備のガス漏れ点検中の男性作業員が突然倒れ、重症。
- 過労が原因で心筋梗塞になり重い障害を負ったとして、三菱重工業に損害賠償を求めていた元長崎研究所室長と同社の間で示談が成立、同社が和解金1億数千万円を支払い、謝罪するほか、今後、従業員の健康管理に配慮することを約束した。
- 4/27 名古屋市緑区の社会福祉法人「ゆたか福祉会」に勤務する女性看護師が、「少数派の労働組合に加入したことを管理職から中傷され、重篤な精神疾患となった」として、同法人と管理職ら5人に約1800万円の賠償を求めた訴訟で、名古屋地裁は同法人などに計約1300万円の支払いを命じる判決を言い渡した。
- 4/28 青森市駒込の八甲田山系で午前11時半ごろに雪崩が発生し、道路の除雪作業をしていた青森県黒石市浅瀬石の建設会社員が死亡した。
- 午後0時20分ごろ、愛知県春日井市熊野町の同市立篠原小学校の4階音楽室で、男性教諭が首をつり、死亡しているのが見つかった。
- 4/29 午後1時半ごろ、東京都千代田区の「協友ビル」で、地下1階のトイレ床下にある汚水槽の清掃作業をしていた清掃会社「施設技巧」の社員2人が相次いで倒れ、病院に運ばれた。2人は意識不明の重体。このほか汚水槽の外にいた男性作業員1人が入院し、同社社長も手当てを受けた。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可
「関西労災職業病」 5月号(通巻349号) 05年5月10日発行

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super Relief (スーパーリリーフ) NEW! インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104
	女	DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88
Super Relief 用	兼用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	ウェスト 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社
KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259